

山梨県公報

第二千八百五十九号

平成三十一年

二月七日

木曜日

目次

告示

○建築基準法に基づく道路位置指定(三件)……………二七

公告

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………二七
(二件)

告示

山梨県告示第二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月七日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 指定の年月日 平成三十一年一月三十日
- 二 指定道路の位置 甲斐市西八幡字東中田千百四十九番二、千百四十九番三及び千七百七十五番二
- 三 指定道路の幅員 最大幅員四・四四メートル 最小幅員四・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十三・一六メートル

山梨県告示第二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月七日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 指定の年月日 平成三十一年一月三十一日

- 二 指定道路の位置 南アルプス市藤田字宮東千七百三十七番四
- 三 指定道路の幅員 最大幅員四・八六メートル 最小幅員四・八四メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・九〇メートル

山梨県告示第二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月七日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 指定の年月日 平成三十一年一月三十一日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町井戸字豊岡二百四十五番四
- 三 指定道路の幅員 五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十七・一四メートル

公告

●土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業(北原地区畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年二月七日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年三月八日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十一年三月二十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十一年八月七日まで

●土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土

地改良事業（梅沢・日向山区畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年三月八日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十一年三月二十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十一年八月七日まで